



令和2年11月県議会定例会提出予定条例案の概要

一部改正条例案7件を提出予定です。

番号	条 例 案 の 概 要
1	<p>知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例案</p> <p>松本市が中核市に指定されることに伴い、次に掲げる条例について、住民サービスの向上及び事務処理の効率的執行の観点から、松本市において行うことが適当な事務を移譲することを定めるほか、所要の改正を行います。</p> <p>(1) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 (2) 屋外広告物条例 (3) 長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 (4) 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 (5) 保健福祉事務所の設置に関する条例 (6) 民生委員の定数を定める条例</p> <p style="text-align: right;">(令和3年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 市町村課 026-232-2557 (FAX) E-mail: s-gyosei@pref.nagano.lg.jp 健康福祉政策課 026-235-7485 (FAX) E-mail: kenko-fukushi@pref.nagano.lg.jp 地域福祉課 026-235-7172 (FAX) E-mail: chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp 資源循環推進課 026-235-7259 (FAX) E-mail: junkan@pref.nagano.lg.jp 都市・まちづくり課 026-252-7315 (FAX) E-mail: toshi-machi@pref.nagano.lg.jp 文化財・生涯学習課 026-235-7493 (FAX) E-mail: bunsho@pref.nagano.lg.jp </div>
2	<p>一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の期末手当の支給月数を0.05月引き下げます。</p> <p>また、一般職の職員との均衡を考慮し、特別職の職員の給与に関する条例を一部改正し、特別職の職員の期末手当の支給月数を0.05月引き下げます。</p> <p style="text-align: right;">(令和2年12月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 人事課 026-235-7395 (FAX) E-mail: jinji@pref.nagano.lg.jp </div>

3	<p>県税外収入金の延滞金徴収条例の一部を改正する条例案</p> <p>地方税法の一部改正により、地方税の延滞金に係る用語等が改められたことに合わせ、用語の整理等を行います。</p> <p style="text-align: right;">(令和3年1月1日から施行)</p> <p>財政課 026-235-7475 (FAX) E-mail: zaisei@pref.nagano.lg.jp</p>
4	<p>長野県県税条例の一部を改正する条例案</p> <p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行し、令和2年10月1日から適用)</p> <p>税務課 026-235-7497 (FAX) E-mail: zeimu@pref.nagano.lg.jp</p>
5	<p>長野県文化会館条例の一部を改正する条例案</p> <p>長野県伊那文化会館のプラネタリウムの改修に伴い、受益者負担の適正化を図るため、プラネタリウムの利用料金の額を改定します。</p> <p style="text-align: right;">(令和3年3月3日から施行)</p> <p>文化政策課 026-235-7284 (FAX) E-mail: bunka@pref.nagano.lg.jp</p>
6	<p>信州ものづくり産業投資応援条例の一部を改正する条例案</p> <p>成長期待分野を営む法人等の県内への投資を促進するため、不動産取得税の課税免除について、製造業等のものづくり産業を営む法人等に加え、インターネット附随サービス業を営む法人等が家屋等を取得した場合を対象にするほか、課税免除等に係る要件の見直しを行います。</p> <p style="text-align: right;">(令和3年4月1日から施行)</p> <p>産業立地・経営支援課 026-235-7496 (FAX) E-mail: keieishien@pref.nagano.lg.jp</p>
7	<p>長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案</p> <p>家畜改良増殖法等の一部改正により、家畜人工授精所の開設に関する許可証の書換え交付及び再交付の手続が定められたことに伴い、当該手続に関する事務に係る手数料の額を1件につき1,800円と定めます。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>園芸畜産課家畜防疫対策室 026-235-7481 (FAX) E-mail: kachiku-boeki@pref.nagano.lg.jp</p>

信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルクマ



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

総務部情報公開・法務課法務係
(課長) 神事 正實 (担当) 平澤 忍
電 話 026-235-7057 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2287
F A X 026-235-7370
E-mail kokai@pref.nagano.lg.jp